

自動車保有問題を動かし、 地方から生活保護を変える

過疎化・高齢化が進む中、運転手確保が困難になったことなどから公共交通機関の衰退が進む地域が多くあります。その一方で、生活保護制度では原則として自動車保有を認めてこなかったことから、それが障壁となって生活保護の利用を制限される実態があります。このような状況を打破するため、三重県鈴鹿市による保護停止処分を争う事件の弁護団の芦葉甫弁護士、生活保護問題に長年関わってきた吉永純教授を迎え、生活保護と自動車保有の現在とこれからを考えます。

1 報告



鈴鹿市自動車保有
—2つ事例を踏まえて— (仮)
三重弁護士会 芦葉 甫 弁護士



生活保護における
自動車保有の到達点と課題
花園大学教授 吉永 純 氏

2 パネルディスカッション



当日の参加者には資料としてパンフレット「厚労省通知徹底活用Q&A『自動車を持ちながら生活保護を利用するために!』」をお配りする予定です。

入場無料
予約不要

2024. **8.3** SAT **土** 14:00 ~ 17:00 終了予定

仙台弁護士会館4階

仙台市青葉区一番町2丁目9-18

※なお、本プレシンポジウムは、10月3日4日名古屋にて開催される人権擁護大会の関連行事です

Zoomによるオンライン併用

オンライン参加の方は下記URLからご参加ください。URLは当日、仙台弁護士会のホームページでもご案内します。

URL <https://us06web.zoom.us/j/89303154488>

なるべく開演時刻までに、上記URLか、QRコードからご視聴を開始ください。上記URLは、仙台弁護士会のホームページ (<https://senben.org/>) にも掲載しますので、そこからクリックして頂けます。



主催：仙台弁護士会
共催：日本弁護士連合会・東北弁護士会連合会(予定)

お問い合わせ / 仙台弁護士会 仙台市青葉区一番町2丁目9番18号
Tel.022-223-1001